

航空身体検査指定機関（指定機関）・指定航空身体検査医（指定医）概要

＜指定機関に係る要件＞

- ・医療法に基づく病院・診療所であること
- ・身体検査を実施する医師が配置されていること
- ・身体検査に必要な設備・器具が備わっていること（身体検査の一部を他の医療機関等が分担してもよい）
- ・実務管理者が配置されていること
- ・適正な検査体制を有すること

＜指定医に係る要件＞

- ・5年以上の臨床経験
- ・指定機関に所属していること
- ・国土交通大臣が行う講習会に出席すること

＜検査項目等＞

- ・身長／体重 ・尿検査
- ・胸部エックス線検査
- ・血圧 ・安静時心電図
- ・脳波検査
- ・外眼部、眼球附属器及び中間透光体検査
- ・眼圧・眼底 ・遠見視力
- ・近見・中距離視力
- ・輻湊
- ・視野
- ・色覚
- ・耳鼻
- ・純音聴力
- ・語音聴力



操縦士等
（申請者）



病院・診療所



実務管理者 指定医



適正な検査体制
身体検査に必要な設備・器具

航空身体
検査証明
申請書

- ・身体検査基準・マニュアルに従い検査を実施
- ・身体検査基準に適合した者に対し、
航空身体検査 証明書の交付
- ・必要に応じ大臣判定申請手続き等の実施 等

※指定の有効期間は、指定医、指定機関ともに、3年間（3年毎に更新）